

阪神高速道路からのお知らせ

端末割引区間における障がい者割引について

平成24年1月1日からの料金制度変更(対距離制移行)に伴い、以下の端末区間割引適用料金所においては、障がい者割引の取り扱いが以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

池田線端末割引区間 (神田出入口)

【現行料金】普通車300円 ・障がい者割引適用後 150円

【端末割引適用後料金】...対距離制移行後は普通車500円区間

- ・普通車300円(端末区間割引額▲200円)
- ・障がい者割引適用後 250円(割引額▲250円)

※端末区間割引額が、500円に対する半額より小さいため

(ご注意)ETCカードにてご利用の場合は、後日課金訂正としますので、ETC利用履歴プリンターにて利用明細を印字した場合は、請求額と異なります。

西大阪線端末割引区間 (大正西出入口、北津守出入口) 東大阪線端末割引区間 (東大阪荒本出入口、近畿道東大阪第一・第二料金所)

【現行料金】普通車200円 ・障がい者割引適用後 100円

【端末割引適用後料金】...対距離制移行後は普通車500円区間

- ・普通車200円(端末区間割引額▲300円)
- ・障がい者割引を適用せずに端末区間割引を適用します
(割引額▲300円)

※端末区間割引額が、500円に対する半額(▲250円)より大きいため

障がい者割引は、対距離制移行後の端末区間割引との重複適用をいたしません。このため、端末区間割引額が、障がい者割引額(利用距離に応じた料金額の半額)を上回る場合は、端末区間割引のみの適用とさせていただきます。

お客様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

〈お問い合わせ先〉 阪神高速道路お客さまセンター

06-6576-1484 (平日 8:30~19:00 土日祝・年末年始 9:00~18:00)

平成24年1月1日から
阪神高速道路は

「距離料金」へ。

 阪神高速
先進の道路サービスへ